

## 信州大学教育学部学校教育教員養成課程の取組

信州大学学術研究院教育学系  
教授 茅野 公穂  
(教育学部学部長補佐・教務部会長)

### 1. 信州大学教育学部学校教育教員養成課程において養成を目指す教員像

信州大学教育学部学校教育教員養成課程（以下、「本教員養成課程」という。）は、「初等教育と中等教育の連続性を重視し、社会の変化や児童・生徒の成長・発達過程で生ずる多様な問題に迅速かつ柔軟に対応できる、高度な専門性と実践的指導力を身につけた教員」の養成を目指している。

背景には、以下に記す対応の必要性・重要性の認識がある。

- ・中1ギャップへの対応
- ・長野県の地域特性としての  
小学校と中学校の教員人事交流への対応  
中山間地域の小規模校での教育の質保証への対応  
地理的特性を踏まえた野外教育、冬季スポーツや安全教育への対応
- ・高度な個別ニーズ（身体的・知的重度障害、発達障害、いじめ・不登校）をもつ子どもへの対応

### 2. 教育職員免許状取得に対する運営方針

#### (1) 卒業に必須な要件としての教育職員免許状取得に対する方針

平成 28 年度より信州大学教育学部は 1 課程（本教員養成課程）14 コースに改組した（別添 1）。目指す教員を養成するために、各教科名等を冠した 10 コースは小学校教諭一種免許状かつ各教科の中学校教諭一種免許状の取得を卒業に必須な要件としている。また、特別支援教育コースは小学校教諭一種免許状（基礎免許）かつ特別支援学校教諭一種免許状の取得を卒業に必須な要件としている。現代教育コースと心理支援教育コースは、小学校教諭一種免許状の取得を卒業に必須な要件とするとともに、社会の変化や児童・生徒の成長・発達過程で生ずる多様な問題に迅速かつ柔軟に対応できるそれぞれの専門性を高めるための単位修得を課している。野外教育コースは、小学校教諭一種免許状あるいは中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を卒業に必須な要件とするとともに、長野県の地理的地域特性を踏まえた、野外教育、冬季スポーツや安全教育に対応できる専門性を高めるための単位修得を課している。現代教育コース、心理支援教育コース、野外教育コースは、卒業に必須な要件としての教育職員免許状取得は一つとしている。これは、それぞれの専門性を高めるための単位修得が二つめの教育職員免許状取得に相当すると捉え、卒業に必須な要件が学生の負担過重とならないようにするための方針である。

なお、平成 28 年度改組に先立つ平成 24 年度の改組において、本教員養成課程 11 コースのうち各教科名等を冠した 10 コースは、目指す教員を養成するために既に小学校教諭一種免許状かつ各教科の中学校教諭一種免許状の取得を卒業に必須な要件としていた。

## (2) 卒業要件以外の教育職員免許状取得に対する方針

卒業要件となっている教育職員免許状以外の教育職員免許状（以下、「副免」という。）の取得が可能な教育課程や時間割を整える方針は有しているが、本教員養成課程全体として副免取得を推奨する方針は有していない。むしろ、教務部会主催の全体ガイダンスにおいて、自分の専門性を高めることの重要性を強調し副免を取得することの功罪を考えるよう促している。ただし、例えば、家庭科教育コースのガイダンスでは、家庭科の時間数が少ないため家庭科の免許のみよりも副免を取得している方が、中山間地域の小規模校での教育の質保証への対応からみて有利である旨を説明するなど、コースごとのガイダンスにおいて副免の取得を推奨することはある。

副免取得のための各授業科目の単位認定は、卒業要件となっている免許取得のための単位認定と同一基準によって厳正に行われている。さらに、一部の副免については、履修前に該当科目の基礎学力や技能等を確認するために副免試験等を以下のように課している。

中学校教諭一種免許状（理科，音楽，美術，保健体育）： 副免試験を課す

中学校教諭一種免許状（英語）： 外部資格（TOEIC等）要件を設定 ※副免に限らず設定

特別支援学校教諭免許状： 副免資格試験及び副免資格試験受験のための最低履修単位の設定

また、各学期（前期，後期）の履修登録単位数の上限を24単位と設定し、それ以上の履修登録を希望する場合は、履修登録確認表に基づいて指導教員と相談したうえで履修登録することとしている。

学生が副免の取得を目指す背景に、長野県公立小・中・特別支援学校教員採用選考における特別選考「大学推薦選考」（以下、長野県「大学推薦選考」という。）があると思われる（別添2）。本教員養成課程においても、長野県「大学推薦選考」については、他県の大学推薦選考を含め周知を徹底している。長野県「大学推薦選考」における推薦基準に、以下の要件が含まれている（H30年度選考）。

(2) 小学校・中学校教諭志願者は、小学校普通免許状及び中学校普通免許状をいずれも有している者（取得見込を含む）で、中学校普通免許状については、「国語・社会・数学・理科・英語」のうち1教科以上、これに加え「音楽・美術・保健体育・技術・家庭」のうち1教科以上、計2教科以上の複数免許状を有している者（取得見込を含む）

特別支援学校教諭志願者は、小学校普通免許状、中学校普通免許状、特別支援学校普通免許状（免許状の領域は問わない）をいずれも有している者（取得見込を含む）

長野県「大学推薦選考」による採用者の免許取得状況は別添3の通りである。

## (3) 「教科に関する科目」に対応する授業科目の設定に対する方針

「教科に関する科目」に対応する授業科目の設定を見直し、スリム化してきている（例：平成23年度設置の「改組に伴うカリキュラム検討ワーキング」）。中学校教諭一種免許状（高等学校教諭一種免許状も同様）の「教科に関する科目」に対応する授業科目を、中学校教諭となるために必修、あるいは免許科目として専門性を高めるために選択すべきものに絞り込んできている。その上で、これらに当てはまらない授業科目については、より専門性を高めるが、免許科目としないものとして適宜開講している。

## (4) 時間割編成に対する方針

平成24年度設置の「時間割編成ワーキング」によって決定した時間割を基準とし、授業科目の時間割変更希望、新設授業科目に関しては、毎年度、教育課程委員会（本教員養成課程の教育課程の調整等を行う組織）による授業科目と時間帯の整合性、変更理由の合理性の確認が行われ、変更の可否あるいは新設時間が決定されている。

### 3. 方針決定の経緯

「信州大学教育学部教員養成連携協議会」、あるいは「信州大学教育学部と長野県教育委員会との連絡協議会」において、が設置され、長野県内の学校の状況や長野県教育委員会からの要望など、教育学部の教育課程等充実のための意見交換を行う体制が構築され、運用されている。

また、本教員養成課程の平成 23 年度入学生までは、小学校教諭一種免許状または中学校教諭一種免許状の取得が卒業要件となっていたものの、多くの学生が小学校教諭一種免許状並びに中学校教諭一種免許状を取得し卒業する土壌が培われていた。(平成 25・26 年度の「学部再編ワーキング」による改組案決定後、学校教育法の改正により義務教育学校新設。)

### 4. 方針の共有

各種方針等を完成段階ではじめて共有するのではなく、ワーキングチームによる途中経過報告と意見交換(学習会)、ワーキングチームによる原案作成と意見交換(学習会)を経て、最終的な方針を教授会にて議決し、共有している。

### 5. 学生の免許状取得や修得単位数の状況

別添 4 の通り。

(概要) H26 年度卒業生 → H27・H28 年度卒業生  
(卒業要件: 124 単位) (卒業要件: 現代教育は 140 単位, それ以外 143 単位)

- ・中学校教科の複数免許の組み合わせが目立った傾向はみられない。
- ・教育職員免許状取得数(表 1)
  - 2つ取得者は約 1 割増
  - 3つ取得者(小学校・中学校+高等学校, 小学校・特別支援+中学校など)は、ほぼ安定した割合
  - 4つ取得者は減少傾向

表 1: 取得免許数の状況(概要)

	取得免許状数(割合)					
	1	2	3	4	5	6
H26 総計	5%	12%	38%	31%	12%	2%
H27 総計	4%	18%	44%	29%	5%	0%
H28 総計	5%	21%	40%	23%	10%	1%

- ・修得単位数平均, 修得単位数最大数, 修得単位数最小数(表 2)

卒業に必要な総単位数が引き上がったことに依る修得単位数最小数へ影響がみられる。結果として修得単位数平均も 10 単位程度増加している。ただし、これは小学校教諭一種免許状かつ各教科の中学校教諭一種免許状の取得を必須としたことの影響というよりも、各教科の指導法を除く 4 欄科目(教育課程の意義及び編成の方法, 道徳の指導法, 特別活動の指導法, 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))について、初等と中等を区別して授業科目を設定することの影響である。なお、H29 より各教科の指導法を除く 4 欄科目については初等・中等の共通開設とし、総単位数が 143 単位から 135 単位へと減少するため、今後の修得単位数平均は H26 と同程度になる見込みである。

表 2: 修得単位数の状況 (概要)

	修得単位数平均	修得単位数最大数	修得単位数最小数
H26 課程全体	164	208	124
H27 課程全体	170	215	140
H28 課程全体	172	219	146

## 6. 複数免許を取得しやすくするための履修指導や工夫

複数免許を取得しやすくするための履修指導や工夫は特にはない。強いていえば、卒業要件での必修科目の時間ができるだけ重ならないようにした時間割編成が、専門を異にする複数免許を取得しやすい方向に働くこともある。

## 7. 時間割編成

平成 24 年度の改組に伴い長野 (教育) キャンパスでの時間割編成の方法を見直した。この平成 24 年度設置の「時間割編成ワーキング」によって決定した時間割が以降基準となっている。授業科目の時間割変更希望、新設授業科目に関しては、毎年度、教育課程委員会 (本教員養成課程の教育課程の調整等を行う組織) による授業科目と時間帯の整合性、変更理由の合理性の確認が行われ、変更の可否あるいは新設時間が決定されている。

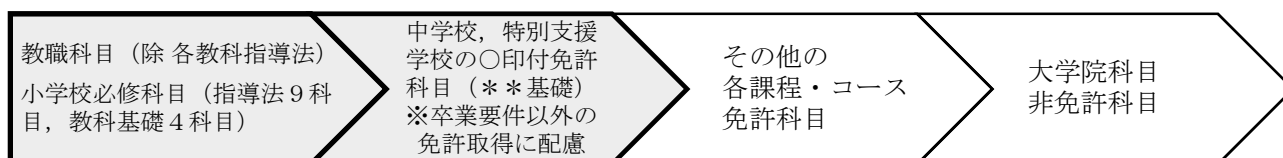
平成 24 年度の改組により卒業に必要な総単位数が大幅に増え、平成 23 年度入学生までの 124 単位から平成 24 年度入学生以降は一部のコースを除き 143 単位となった。これは、小学校教諭一種免許状かつ各教科の中学校教諭一種免許状の取得を卒業に必須な要件としたことに加え、各教科の指導法を除く 4 欄科目 (教育課程の意義及び編成の方法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)) について、初等と中等を区別して授業科目を設定することにしたためである。そこで、確実な履修を保証するため、必修科目開講時間の重複を避け、受講者数と教室収容人数・教室数を確保するため、四つの時間帯を設定することにした。

### 四つの時間帯

- ◇ 「教職・英語」・・・教職科目の一部、1 年次に松本キャンパスで開講しない小学校必修科目
- ◇ 「松本・選択教職」・・・教職科目、1 年次に松本キャンパスで開講している小学校必修科目、選択科目の小学校教科基礎科目
- ◇ 「各課程・コース免許科目」・・・免許法に関わる科目
- ◇ 「教授会・補講」・・・教授会、補講、実習事前事後指導、教職実践演習など

また、時間割への授業科目の配置は、本教員養成課程の学生全員が必修となる授業科目から配置し、最後に大学院の授業科目・非免許科目を配置した。

### 時間割への授業科目配置の進め方



## 8. 複数免許取得に対する教科の専門性の低下や学生の負担増に対する懸念に対する考察

複数免許取得を議論する際に、「複数」の意味を考慮する必要があると考えている。

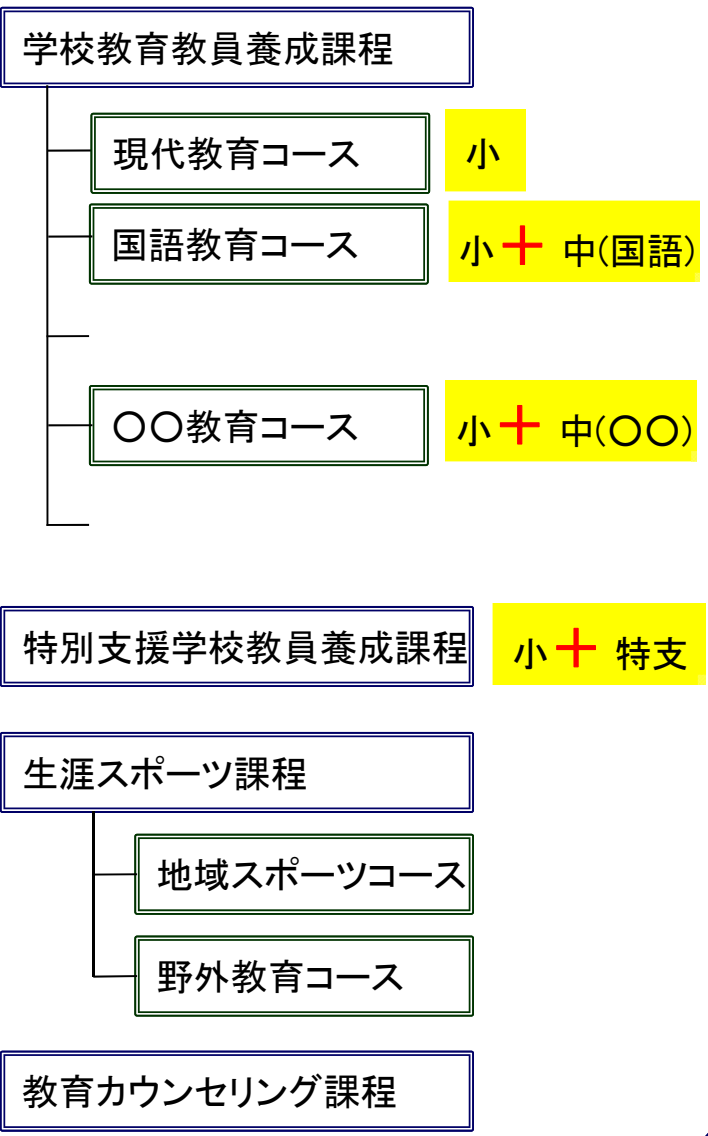
例えば、小学校教諭免許状、ある教科の中学校教諭免許と高等学校教諭免許状という複数免許取得の場合は、12年間（小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間）を見通した教科の専門性の深化と捉えることができる。小学校教諭免許状とある教科の中学校教諭免許という複数免許取得の場合も、9年間（義務教育段階）を見通した教科の専門性の深化と捉えることができる。小学校教諭免許状、ある教科の中学校教諭免許、特別支援学校教諭免許状という複数免許取得の場合には、9年間（義務教育段階）を見通した教科の専門性の深化に加え、通常学級において高度な個別ニーズをもつ子どもへの対応力を高めると捉えることができる。当該教員養成課程における卒業に必須な要件としての教育職員免許状取得に対する方針を検討することが不可欠である。

中学校普通免許状について2教科以上の複数免許状を取得する場合には、副免については教育実習を経していないため、教科の専門性が卒業要件となっている教員免許状の専門性に比べ相対的に低下してしまうことは避けられない。本教員養成課程において、中学校普通免許状について2教科以上の複数免許状を取得しようとする学生は、副免試験等や厳正な単位認定等により、安易な複数免許の取得というよりも本人の明確な目的意識の下での複数免許の取得となっている。これは学生の負担増ではなく、学生のニーズによるものと考えている。本教員養成課程は、こうした学生のニーズや地域特性に応じられるよう、免許科目の設定に対する方針など教育課程や時間割編成に対する方針など、副免の取得が可能な環境を整えている。

なお、卒業に要する専門科目のうち、教育実習科目（以下「教育実習科目」という。）の履修に際し、疾病その他やむを得ないと認められる事由により、履修継続又は単位修得が著しく困難となった場合への対応のために、「信州大学教育学部教育実習に係る履修特例の取扱要項」を定めている。平成30年3月現在、まだこの特例を適用したケースはない。

# 教育組織 と 卒業要件 免許

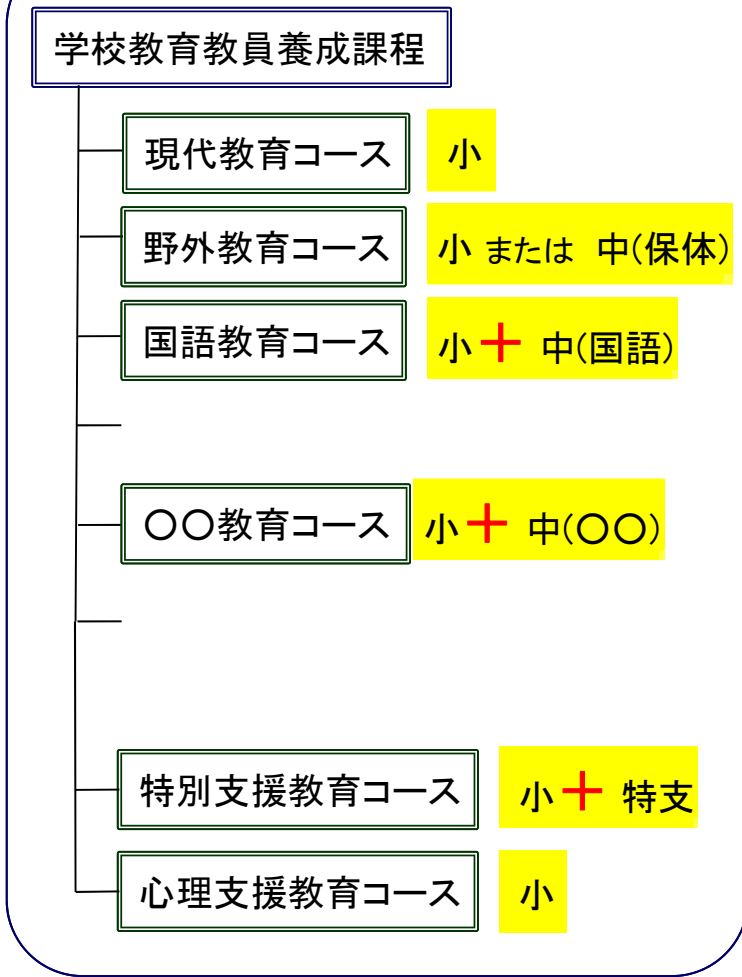
## H24改組



小 または 中(国語)

小 または 中(〇〇)

## H28改組



## 別添 2

### 長野県公立小・中・特別支援学校教員採用選考における特別選考 「大学推薦選考」実施要項

長野県教育委員会

#### 1 趣旨

この要項は、平成 30 年度長野県公立小・中・特別支援学校教員採用選考において、大学等からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

#### 2 推薦の対象となる校種・教員の種別

小学校教諭、中学校教諭（全教科）、特別支援学校教諭

#### 3 推薦を依頼する大学

小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状、特別支援学校普通免許状取得のための課程認可を受けている大学、大学院又は教職大学院のうち、長野県教育委員会が推薦を依頼する大学。（以下「大学等」という。）

#### 4 推薦基準

健康かつ学業成績が優秀である者で、以下の(1)から(5)までのすべての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者

- (1) 長野県の教員となることを強く希望し、長野県教育委員会が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者
- (2) 小学校・中学校教諭志願者は、小学校普通免許状及び中学校普通免許状をいずれも有している者（取得見込を含む）で、中学校普通免許状については、「国語・社会・数学・理科・英語」のうち1教科以上、これに加え「音楽・美術・保健体育・技術・家庭」のうち1教科以上、計2教科以上の複数免許状を有している者（取得見込を含む）  
特別支援学校教諭志願者は、小学校普通免許状、中学校普通免許状、特別支援学校普通免許状（免許状の領域は問わない）をいずれも有している者（取得見込を含む）
- (3) 平成 30 年 3 月 31 日までに大学等を卒業見込み又は修了見込みであり、該当する普通免許状を取得済み、又は平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの者
- (4) 昭和 33 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (5) 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事項に該当しない者

## 5 推薦人数

大学等に通知する。

## 6 推薦手続き

### (1) 志願における提出書類

ア 大学等が作成する書類：推薦書（様式1）

イ 被推薦者が作成する書類：平成30年度公立学校教員募集案内・採用選考要項に定める提出書類一式

### (2) 出願方法

大学等は、推薦する者全員にかかる(1)の書類をとりまとめ、平成29年5月15日（月）までに長野県教育委員会事務局義務教育課へ提出する（郵送可 5月15日消印有効）。

## 7 選考内容及び結果の通知

### (1) 一次選考

①書類審査

②筆記試験

・専門教科（二次選考の際に参考とする。小学校教諭志願者は全教科。）

### (2) 二次選考 一般受験者（社会人を対象とした選考）と同じ日程・内容で実施する。

①個人面接（模擬授業等を含む。）

②適性検査

③実技

・音楽（小学校・特別支援学校教諭志願者、中学校教諭志願者のうち音楽志願者）

・体育（小学校・特別支援学校教諭志願者、中学校教諭志願者のうち保健体育志願者）

・英語（小学校教諭志願者、中学校教諭志願者のうち英語志願者）

### (3) 選考結果

一次選考の結果は8月上旬、二次選考の結果は10月上旬に本人及び大学等に通知する。なお、通知の発送と同日に、合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載する。

## 8 その他

この要項の実施に必要な推薦書等の様式については、別に定める。



長野県公立小・中・特別支援学校教員採用選考における  
特別選考「小学校・中学校大学推薦」実施要項

長野県教育委員会

1 趣旨

この要項は、平成25年度長野県公立小・中・特別支援学校教員採用選考において、大学等からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる校種・教員の種別

小学校教諭、中学校教諭（全教科）

3 推薦を依頼する大学

小学校教諭普通免許状、又は中学校教諭普通免許状取得のための課程認可を受けている大学、大学院又は教職大学院のうち、長野県教育委員会が推薦を依頼する大学。（以下「大学等」という。）

4 推薦基準

以下の(1)から(6)までのすべての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者

- (1) 長野県の教員となることを強く希望し、長野県教育委員会が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者
- (2) 小学校普通免許状及び中学校普通免許状のいずれも有している者(取得見込を含む)で、中学校普通免許状については、技能教科（音楽・美術・保健体育・技術・家庭）を含む複数免許状を有（取得見込を含む）している者
- (3) 平成25年3月31日までに大学等を卒業見込み又は修了見込みであり、該当する普通免許状を取得済み、又は平成25年3月31日までに取得見込みの者
- (4) 昭和28年4月2日以降に出生した者
- (5) 健康で、学業成績が優秀である者
- (6) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者

5 推薦人数

大学等に通知する。

6 推薦手続き

(1) 志願における提出書類

ア 大学等が作成する書類：推薦書（様式1）

イ 被推薦者が作成する書類：平成25年度公立学校教員募集案内・採用選考要項に定める提出書類一式

## (2) 出願方法

大学等は、推薦する者全員にかかる上記ア及びイの書類をとりまとめ、長野県教育委員会義務教育課へ提出する（郵送可 5月23日消印有効）。

## 7 選考内容及び結果の通知

### (1) 一次選考

#### ①書類審査

#### ②筆記試験

- ・専門教科（小学校志願者は全教科）

### (2) 二次選考 一般受験者（社会人枠）と同じ日程・内容で実施する。

#### ①個人面接（模擬授業を含む。）

#### ②適性検査

#### ③実技

- ・音楽（小学校・特別支援学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち音楽志願者）
- ・体育（小学校・特別支援学校教諭志願者及び中学校教諭志願者のうち保健体育志願者）

なお、中学校音楽又は保健体育の免許状を有している者については、小学校教諭又は音楽、保健体育以外の教科を志願する場合であっても実技を実施する。

### (3) 選考結果

一次選考の結果は、8月上旬、二次選考の結果は10月上旬に本人及び大学宛通知する。

なお、通知の発送と同日に、合格者の受験番号を長野県教育委員会のホームページに掲載する。

## 8 その他

この要項の実施に必要な推薦書等の様式については、別に定める。